

静岡掲示物不当撤去不当労働行為 謝罪文手交！

静岡掲示物不当撤去事件は最高裁判所で完全勝利しました。静岡地方労働委員会の命令に従い、『謝罪文』の手交が本日、本社で行われました。



平成 29 年 9 月 25 日

ジェイアール東海労働組合
中央執行委員長 小林 光昭 様
ジェイアール東海労働組合静岡地方本部
執行委員長 植松 昌彦 様

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役 柘植 康英 様

当社が、静岡支社管内の沼津、富士、静岡及び浜松の各運輸区に設置されているジェイアール東海労働組合静岡地方本部の掲示板に掲出された平成 25 年 2 月 10 日付け掲示物（JR 東海労静岡 No.15、見出し「早着は重大な事故なのか？再教育時間はボーナスカット理由になるのか！？」）計 4 枚を同年 2 月 12 日から翌日にかけて撤去したことは、静岡県労働委員会において、労働組合法第 7 条第 3 号に該当する不当労働行為であると確認されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

会社は、不当労働行為を真摯に猛省し、二度と不当労働行為を繰り返すな！